

淀川区の学校選択制について

大阪市ではこれまで、市立の小学校・中学校に入学する場合は、お住まいの校区の学校（以下、「通学区域校」という）を指定していました。平成26年度入学より、「ご家庭の意思で行きたい学校を選択できる」ことになりました。淀川区の学校選択制度では、市立の小学校・中学校に入学する際の各1回、学校を選択できます。

本冊子をよくお読みいただき、学校選択制度の内容及び学校紹介のページ等にて学校の方針等を十分ご理解いただいた上で、ご家族で話し合い、保護者の責任において学校選択をしてください。

学校選択制の対象者

令和5年4月に小学校・中学校に入学予定の淀川区内に居住の方です。

選択できる学校の範囲

淀川区では、小学校・中学校ともに「隣接区域選択制」を採用し、通学区域校とその校区の隣接する学校（以下、「隣接校」という）から選択できます。

第2希望校まで選択可能です。

通学区域校を選択する場合は、必ず入学することができます。

小学校を選択し、選択校へ就学している6年生児童の中学校について

小学校で選択校に就学している児童も、中学校を選択しない場合、通学区域校に就学が決定します。

希望調査票の「選択基準の学校」が希望の学校と異なる場合は、必ず第1希望に希望の学校名（選択できる範囲内）をお書きください。

希望の学校が抽選となった場合に、次の項目に記載している「進学中学校優先」の制度がございますので、希望調査票の優先事由に必ず○をつけてください。

優先事項

※淀川区独自のルールです。小中一貫校には適用されません。

通学区域優先

通学区域校区にお住まいの児童生徒の入学が最優先されます。

きょうだい関係優先

兄や姉が学校選択で隣接校に入学し、引き続き通学している場合、その兄や姉と同じ学校を希望すれば優先的に入学できます。ただし、学校の受入可能人数に余裕がない場合は抽選において優先とします。

進学中学校優先

学校選択制で選んだ小学校の進学中学校が、本来のお住まいの校区の中学校と異なる場合、学校選択制で選んだ小学校の進学中学校を選択すれば優先的に入学できます。ただし、学校の受入人数に余裕がない場合は抽選において優先とします。希望しない場合は通学区域校への入学となります。

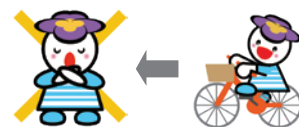
※優先事項に該当する場合、希望調査票の「優先事由」欄に必ず○を記載してください。

児童生徒の安全についての注意事項

● 通学区域外からの通学の安全については、保護者が責任を持ってください。

● 原則徒歩での通学となり、自転車通学は禁止です。

● 通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく安全に通学できる学校を選択してください。公共交通機関を使う必要がある場合は、希望する学校と相談してください。



学校選択の注意事項

- 教員の人事異動により、学校の特色や部活動の内容等に変更が生じることがあります。
- 学校行事や保護者の活動などに積極的に協力する意識を持って、ご本人を含め、ご家族でよくご相談のうえで学校を選択してください。
- 淀川区外へ転出された場合は、選択の希望、当選、補欠登録は無効となります。
- 架空の住民票の異動など居住実態に疑義が生じた場合は、必要に応じて生活実態調査を行います。虚偽の届出であることが判明した場合は、入学後でも住所地の学校へ転校していただきます。
- 冊子掲載事項以外に関する学校選択制度についてのご質問は区役所あて、学校での生活・特色等についてのご質問は各学校あてにお問い合わせください。

隣接校を選択後に通学区域校へ希望校を変更する場合について

- 希望した隣接校を取消し、通学区域校に変更する場合は、11月11日(金)から11月17日(木)までの変更期間中に【希望調査結果通知】と保護者自身の本人確認書類（マイナンバーカード、保険証、免許証など）となるものを持参し淀川区役所 窓口サービス課（住民登録）1階 12番窓口にお越しください。小中一貫校につきましても同様です。
- この期間以降の希望の変更、取消しは一切できませんので、ご注意ください。
- 第1・第2希望校に当選した場合は、その学校へ入学することになり、辞退できません。

転居予定の方について

- 引っ越しする時期や引っ越し先により取り扱いが異なりますので、淀川区役所 窓口サービス課（住民登録）1階 12番窓口（TEL：6308-9992）にご相談ください。
- 就学時健康診断の受診場所（新小学校1年生のみ）や特別支援学級の相談窓口（10～11ページ参照）などが変更になる可能性がございます。まずは現居住地の通学区域校（12ページ参照）にご相談ください。
- 就学時健康診断の受診時点で、引っ越しにより当該校へ就学しない場合は、健康診断の受診の際にお伝えください。また、それ以降に引っ越しにより別の学校へ就学が決定した場合も、学校への連絡をお願いします。

就学時健康診断について(新小学校・義務教育学校1年)

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づく健康診断です。就学される前の年の10月から12月にかけて各小学校等の健診会場において実施します。実施日は各健診会場により異なります。

就学時健康診断については、9月下旬以降、「就学時健康診断のお知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場で受診してください。「就学時健康診断のお知らせ」の送付時期は各健診会場により異なります。

学校選択制で、通学区域以外の小学校を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場で受診し、受診後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学が決定したら、就学先の小学校へご提出ください。

〈問合せ先〉 教育委員会事務局指導部保健体育担当 (6208-9141)

